

○君津市都市公園条例

昭和47年3月31日

条例第14号

改正 昭和49年6月29日条例第31号

昭和50年4月1日条例第7号

昭和50年6月28日条例第33号

昭和50年8月30日条例第49号

昭和51年3月31日条例第20号

昭和52年4月1日条例第26号

昭和54年3月31日条例第24号

昭和55年7月1日条例第26号

昭和56年4月1日条例第16号

昭和57年4月1日条例第24号

昭和58年3月24日条例第21号

昭和58年7月1日条例第37号

昭和59年6月30日条例第22号

昭和60年3月30日条例第12号

昭和61年3月31日条例第13号

昭和62年3月31日条例第11号

昭和62年7月1日条例第14号

平成元年3月31日条例第13号

平成元年4月1日条例第19号

平成4年3月31日条例第14号

平成7年3月31日条例第6号

平成8年6月28日条例第19号

平成9年3月31日条例第18号

平成17年7月1日条例第10号

平成17年9月29日条例第32号

平成20年3月28日条例第3号

平成24年12月28日条例第33号

平成25年3月27日条例第18号

平成25年12月24日条例第32号

平成27年8月26日条例第37号

平成29年10月6日条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）の規定に基づき、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 都市公園 法第2条第1項に規定する都市公園をいう。

(2) 公園施設 法第2条第2項に規定する公園施設をいう。

(住民1人当たりの敷地面積の標準)

第3条 本市の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル（本市の区域内に都市緑地法（昭和48年法律第72号）第55条第1項若しくは第2項の規定による市民緑地契約又は同法第63条に規定する認定計画に係る市民緑地（以下この条において「市民緑地」という。）が存するときは、10平方メートルから当該市民緑地の住民1人当たりの敷地面積を控除して得た面積）以上とする。

2 本市の市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル（当該市街地に市民緑地が存するときは、5平方メートルから当該市民緑地の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積を控除して得た面積）以上とする。

(配置及び規模の基準)

第3条の2 次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

(1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。

(2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクター

ルを標準として定めること。

(3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。

(4) 主として本市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第3条の3 法第4条第1項の条例で定める割合は、100分の2とする。

2 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

5 令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度

として前各項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(公園施設に関する制限)

第3条の4 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

(行為の制限)

第4条 都市公園において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならぬ。

(1) 行商、出店、募金その他これらに類する行為をすること。

(2) 業として写真又は映画を撮影すること。

(3) 興行を行うこと。

(4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをすること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他の事項を記載した規則で定める申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、規則で定める申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。

5 市長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上、必要な範囲内で条件を付することができる。

(許可の特例)

第5条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第6条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第4条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

(1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。

(2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

(3) 土地の形質を変更すること。

(4) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。

- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 市長が指定した立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 市長が指定した場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は止め置くこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、都市公園の公衆の利用を妨げる行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第7条 市長は、都市公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認める場合又は都市公園に関する工事のため必要があると認める場合においては、都市公園を保全し、又は利用者の危険を防止するため区域を定めて都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(有料公園施設)

第8条 本市が設置し、有料で使用させる公園施設（以下「有料公園施設」という。）は、別表第1のとおりとする。

- 2 有料公園施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可をしないことができる。
  - (1) 使用により公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
  - (2) 使用により有料公園施設の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあると認めるとき。
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（第5項第4号において「暴力団」という。）の利益になるとき。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、有料公園施設の管理上支障があると認めるとき。
- 4 市長は、使用の許可に際し、有料公園施設の管理上必要な条件を付することができる。
- 5 市長は、第2項の規定による使用の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき又は有料公園施設の管理上支障があると認めるときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止させ、若しくは制限することができる。
  - (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
  - (2) 前項の規定により付された条件に違反したとき。
  - (3) 虚偽の申請その他不正な手段により使用の許可を受けたことが明らかになったとき。
  - (4) 暴力団の利益になるとき。

6 有料公園施設の使用期間及び使用時間は、規則で定める。

(意見聴取)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、前条第3項第3号又は第5項第4号に該当するかどうかについて、千葉県君津警察署長の意見を聴くことができる。

(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可申請書の記載事項)

第10条 法第5条第1項に規定する申請書に記載する事項は、次に掲げるものとする。

(1) 公園施設を設けようとするとき。

- イ 設置の目的
- ロ 設置の期間
- ハ 設置の場所
- ニ 公園施設の種類及び構造
- ホ 公園施設の管理の方法
- ヘ 工事実施の方法
- ト 工事の着手及び完了の時期
- チ 都市公園の原状回復の方法
- リ その他規則で定める事項

(2) 公園施設を管理しようとするとき。

- イ 管理しようとする公園施設の種類
- ロ 管理の目的
- ハ 管理の期間
- ニ 管理の方法
- ホ その他規則で定める事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするとき。

- イ 変更事項
- ロ 変更理由
- ハ その他規則で定める事項

2 法第6条第2項に規定する申請書に記載する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）の管理方法
- (2) 工作物等の設置工事の計画
- (3) 都市公園の原状回復の方法

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(軽易な変更事項)

第11条 法第6条第3項ただし書の規定による条例で定める軽易な変更事項は、都市公園の保全又は公衆の都市公園利用に影響のない軽微な改装等で規則で定めるものとする。

(使用料又は占用料の徴収)

第12条 法第5条第1項若しくは第4条第1項若しくは第3項若しくは第8条第2項の規定による許可を受けた者(以下「使用者」という。)又は法第6条第1項若しくは第3項の規定による許可を受けた者(以下「占有者」という。)は、別表第2又は別表第3に定める使用料又は占用料を納付しなければならない。

第13条 前条に規定する使用料又は占用料は、その使用又は占有の許可の際又は入場の際に徴収する。

(使用料又は占用料の還付)

第14条 既に納付された使用料又は占用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 使用者又は占有者の責めに帰さない理由によりその使用又は占有ができなくなったとき。

(2) 使用又は占有開始前に当該使用又は占有許可の取消しを申し出て、相当の理由があると認めるとき。

(使用料又は占用料の減免)

第15条 市長は、使用料又は占用料を納付すべき者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に係る使用料又は占用料の全部又は一部を免除することができる。

(1) 使用者又は占有者の責めに帰さない理由により当該許可に係る行為又は使用をすることができなくなったとき。

(2) 国又は地方公共団体が公用若しくは公共の用に供するとき。

(3) 災害による被災者の一時的な用に供するとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認めるとき。

(譲渡等の禁止)

第16条 使用者及び占有者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復)

第17条 使用者及び占有者は、その使用若しくは占有が終わったとき又はその許可を取

り消されたときは、直ちに都市公園及び有料公園施設の施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第18条 使用者、占有者並びに都市公園及び有料公園施設を利用する者は、自己の責めに帰すべき理由により都市公園及び有料公園施設の施設等を損傷し、又は滅失したときは、速やかに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(監督処分)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園から退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 虚偽の申請その他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。
- (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。

3 市長は、前項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償するものとする。

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第20条 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物等(君津市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例(平成15年君津市条例第4号)第2条第3号に規定する放置自動車及び君津市自転車の放置防止に関する条例(昭和61年君津市条例第21号)に規定する放置自転車を除く。以下同じ。)の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時



(3) 当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所

(4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要な事項  
(工作物等を保管した場合の公示の方法等)

第21条 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

(1) 前条各号に定める事項を保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。

(2) 公示に係る工作物等のうち特に貴重と認めるものについては、前号の掲示の期間が満了しても、なお当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を市の広報紙に掲載すること。

2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これを関係者に閲覧させるものとする。

(保管した工作物等の価額の評価の方法)

第22条 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案して行うものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、当該工作物等の価額の評価に関し専門的な知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第23条 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行うものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でない認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

2 前項に規定する工作物等の売却の手続については、規則で定める。

(保管した工作物等を返還する場合の手続)

第24条 市長は、保管した工作物等（法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。以下この条において同じ。）を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその

者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(届出)

第25条 次の各号のいずれかに該当するときは、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。
- (2) 前号に掲げる者が公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用をやめたとき。
- (3) 第1号に掲げる者が法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。
- (4) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が命ぜられた工事を完了したとき。
- (5) 第19条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が命ぜられた工事を完了したとき。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第26条 第4条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(指定管理者による管理)

第27条 市長は、都市公園及び有料公園施設の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（市内に事務所等を有するものに限る。）であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にその管理運営を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に有料公園施設の管理を行わせる場合においては、第8条中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第28条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 有料公園施設の使用の許可及びその取消し、使用の不許可等に関する業務
- (2) 有料公園施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (3) 有料公園施設の管理運営に関する業務
- (4) 都市公園及び有料公園施設の施設等の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、都市公園及び有料公園施設の管理運営に関し必要な業

務

(指定管理者が行う管理の基準)

第29条 指定管理者は、君津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年君津市条例第12号)、この条例、この条例に基づく規則、都市公園及び有料公園施設の管理運営に関し本市と締結した協定その他市長の定めるところにより、都市公園及び有料公園施設の管理を行わなければならない。

(利用料金)

第30条 第27条第1項の規定により指定管理者に有料公園施設の管理運営を行わせる場合において、第8条第2項の規定により有料公園施設の使用の許可を受けた者は、第12条の規定にかかわらず、指定管理者に対し、利用料金を支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表第3に定める使用料の額を上限として指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の還付)

第31条 既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第32条 指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(都市公園の区域の変更及び廃止)

第33条 都市公園の区域の変更又は廃止は、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要な事項を公告することにより行われるものとする。

(委任)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

(1) 第4条第1項又は第3項(第26条において準用する場合を含む。)の規定に違反して第4条第1項各号に掲げる行為をした者

(2) 第6条(第26条において準用する場合を含む。)の規定に違反して第6条各号に掲げる行為をした者

(3) 第19条第1項又は第2項（第26条において準用する場合を含む。）の規定による市長の命令に違反した者

(4) 第25条（第26条において準用する場合を含む。）の規定に違反して第25条各号に掲げる届出を怠った者

第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の過料を科する。

（権限の代行）

第37条 法第5条の11の規定により市長に代わってその権限を行う者は、第35条の規定の適用については、市長とみなす。

附 則

- 1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。
- 2 第6条第1項ただし書の規定は、その他の公園には適用しない。
- 3 君津市立公園条例（昭和46年君津市条例第38号）は廃止する。

附 則（昭和49年6月29日条例第31号）

この条例は、昭和49年7月1日から施行する。

附 則（昭和50年4月1日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年6月28日条例第33号）

この条例は、昭和50年7月1日から施行する。

附 則（昭和50年8月30日条例第49号）

この条例は、昭和50年9月1日から施行する。

附 則（昭和51年3月31日条例第20号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年4月1日条例第26号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際、既に許可を受けたものに係る使用料で、この条例施行日の前日

までに徴収すべき使用料については、なお従前の例による。

附 則（昭和 5 4 年 3 月 3 1 日条例第 2 4 号）

この条例は、昭和 5 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 5 5 年 7 月 1 日条例第 2 6 号）

この条例は、昭和 5 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 5 6 年 4 月 1 日条例第 1 6 号）

この条例は、昭和 5 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 5 7 年 4 月 1 日条例第 2 4 号）

この条例は、昭和 5 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 5 8 年 3 月 2 4 日条例第 2 1 号）

この条例は、昭和 5 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 5 8 年 7 月 1 日条例第 3 7 号）

この条例は、昭和 5 8 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 5 9 年 6 月 3 0 日条例第 2 2 号）

この条例は、昭和 5 9 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 6 0 年 3 月 3 0 日条例第 1 2 号）

この条例は、昭和 6 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 6 1 年 3 月 3 1 日条例第 1 3 号）

改正 平成元年 4 月 1 日条例第 1 9 号

（施行期日）

1 この条例は、昭和 6 1 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、既に許可を受けたものに係る都市公園占用料で、この条例の施行日の前日までに徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の君津市都市公園条例別表第 2 の規定にかかわらず、日本電信電話株式会社に係る昭和 6 1 年度から平成元年度までの都市公園占用料の額は、昭和 6 0 年 4 月 1 日において現に存するものに限り、同表に掲げる額に次の表の左欄に掲げる年度に応じ、同表右欄に掲げる率を乗じて得た額とする。

| 年度 | 率 |
|----|---|
|----|---|

|           |       |
|-----------|-------|
| 昭和 6 1 年度 | 0 . 6 |
| 昭和 6 2 年度 | 0 . 7 |
| 昭和 6 3 年度 | 0 . 8 |
| 平成元年度     | 0 . 9 |

附 則（昭和 6 2 年 3 月 3 1 日条例第 1 1 号）

この条例は、昭和 6 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 6 2 年 7 月 1 日条例第 1 4 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 6 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成元年 3 月 3 1 日条例第 1 3 号）

1 この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の際、既に許可を受けたものに係る占用料で、この条例の施行日の前日までに徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

附 則（平成元年 4 月 1 日条例第 1 9 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月 3 1 日条例第 1 4 号）

この条例は、平成 4 年 6 月 1 日から施行する。

ただし、別表第 2 の改正規定（都市公園占用料に係る部分に限る。）は、同年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 3 1 日条例第 6 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 7 条の改正規定は、平成 7 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例（第 1 7 条の改正規定に限る。）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 8 年 6 月 2 8 日条例第 1 9 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 3 1 日条例第 1 8 号抄）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 9 年 6 月 1 日から施行する。

(君津市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行の前になされた使用の許可で、当該使用の日がこの条例の施行の日以後になるものに係る使用料の額は、改正後の君津市都市公園条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成17年7月1日条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第26条の次に1条を加える改正規定は、平成17年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成17年9月29日条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前はこの条例による改正前の君津市都市公園条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の君津市都市公園条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成20年3月28日条例第3号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月28日条例第33号)

この条例は、平成25年1月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月27日条例第18号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月24日条例第32号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(君津市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 第2条の規定による改正後の君津市都市公園条例の規定は、納入通知書を発するときは、施行日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

2 第2条の規定による改正後の君津市都市公園条例の規定は、納入通知書を発しないときは、施行日以後の納期に係る使用料について適用し、同日前の納期に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成27年8月26日条例第37号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に使用許可を受けている者の当該使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成29年10月6日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第8条第1項）

| 有料公園施設の属する公園の名称 | 有料公園施設の名称 |
|-----------------|-----------|
| 内みのわ運動公園        | 市民体育館     |
|                 | 水泳場       |
|                 | 卓球場       |
|                 | 野球場       |
|                 | 庭球場       |
|                 | 陸上競技場     |
| 君津緩衝緑地          | スポーツ広場    |
|                 | 野外ステージ    |
|                 | 庭球場       |

別表第2（第12条）

| 区分    |                       | 単位           | 金額      |
|-------|-----------------------|--------------|---------|
| 都市公園使 | 行商、募金、出店、その他これらに類する行為 | 1平方メートル1日につき | 118円    |
|       | 業としての写真撮影             | 1人1日につき      | 847円    |
|       | 業としての映画撮影             | 1件1日につき      | 17,280円 |



|                                 |  |                                       |   |                |
|---------------------------------|--|---------------------------------------|---|----------------|
| 用<br>料                          | 興行   | 1 平方メートル 1 日                          | 2 0 円   |                |
|                                 | 競技会、展示会、博覧会、その他これらに類する<br>催し                 | につき                                   | 1 5 円   |                |
|                                 | 公園施設の設置                                      | 公募による場合                               | 1 件 1 月につき  | 公募により<br>決定した額 |
|                                 |  | 公募によらない場合                             | 1 平方メートル 1 月<br>につき                               | 6 2 円          |
| 都<br>市<br>公<br>園<br>占<br>用<br>料 | 電柱（支線及び支線柱を含む。）                              | 1 本 1 年につき                            | 1, 1 0 0 円  |                |
|                                 | 電話柱（電柱であるものを除く。）                             |                                       | 1, 1 0 0 円  |                |
|                                 | 電線（電柱及び電話柱の占用に伴うものを除く。）                      | 1 メートル 1 年につ<br>き                     | 5 0 円   |                |
|                                 | 変圧塔その他これに類するもの                               | 1 平方メートル 1 年<br>につき                   | 4, 0 0 0 円  |                |
|                                 | 公衆電話所  | 1 個 1 年につき                            | 7 7 0 円   |                |
|                                 | 郵便差出箱  |                                       | 3 0 0 円   |                |
|                                 | 水道管、下水道<br>管、ガス管、その<br>もの                    | 1 メートル 1 年につ<br>き                     | 8 0 円   |                |
|                                 | 他これらに類す<br>るもの                               | 外径が 2 0 センチメートル以上<br>4 0 センチメートル未満のもの |   | 1 6 0 円        |
|                                 |  | 外径が 4 0 センチメートル以上<br>1 メートル未満のもの      |   | 3 9 0 円        |
|                                 |  | 外径が 1 メートル以上のもの                       |   | 8 0 0 円        |
|                                 | 競技会、集会、展示会、博覧会、その他これらに<br>類する催しのため設けられる仮設工作物 | 1 平方メートル 1 日<br>につき                   | 6 4 円（使用<br>期間が 1 月<br>以上の使用<br>料について<br>は、6 0 円） |                |
|                                 | 標識   | 1 個 1 年につき                            | 6 4 0 円   |                |
|                                 | 通路、鉄道、軌道、駐車場、防火用貯水槽、その                       | 1 平方メートル 1 年                          | 1, 6 8 0 円  |                |

|   |              |      |
|---|--------------|------|
| 他これらに類する施設で、地下に設けられるもの                      | につき          |      |
| 橋、道路、鉄道若しくは軌道で高架のもの又は索道若しくは綱索鉄道             |              | 600円 |
| 工事用板囲、足場、詰所、その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦、その他の工事用材料の置場 | 1平方メートル1月につき | 310円 |

備考

- 1 1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。
- 2 1メートル未満の端数があるときは、1メートルとして計算する。
- 3 1日未満の端数があるときは、1日として計算する。
- 4 占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。
- 5 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは、1月として計算する。
- 6 使用料又は占用料の徴収額が1件100円未満のときは、100円とする。

別表第3（第12条、第30条第2項）

1 市民体育館使用料

| 使用区分                                      |                 | 時間区分            |                 | 午前9時から正午まで | 午後1時から午後5時まで | 午後6時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで |
|---|-----------------|-----------------|-----------------|------------|--------------|--------------|--------------|
|   |                 | 営利を目的とし<br>ないとき | 入場料を徴収<br>しない場合 |            |              |              |              |
| 専<br>主<br>用<br>体<br>育<br>館<br>使<br>用<br>室 | 営利を目的とし<br>ないとき | 入場料を徴収<br>しない場合 | 3,240円          | 4,320円     | 6,480円       | 14,040円      |              |
|   |                 | 入場料を徴収<br>する場合  | 9,720円          | 12,960円    | 19,440円      | 42,120円      |              |
|   | 営利を目的とす<br>るとき  | 入場料を徴収<br>しない場合 | 14,580円         | 19,440円    | 29,160円      | 63,180円      |              |
|   |                 | 入場料を徴収<br>する場合  | 48,600円         | 64,800円    | 97,200円      | 210,600円     |              |
|   | 小               | 営利を目的とし         | 入場料を徴収          | 640円       | 860円         | 1,290円       | 2,800円       |

|                  |   |                  |             |             |             |             |
|------------------|---|------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 体<br>育<br>室      | ないとき  | しない場合            |             |             |             |             |
|                  |   | 入場料を徴収<br>する場合   | 1,940円      | 2,590円      | 3,880円      | 8,420円      |
|                  | 営利を目的とす<br>るとき  | 入場料を徴収<br>しない場合  | 2,910円      | 3,880円      | 5,830円      | 12,630<br>円 |
|                  |   | 入場料を徴収<br>する場合   | 9,720円      | 12,960<br>円 | 19,440<br>円 | 42,120<br>円 |
| 弓道場              |   |                  | 1,620円      | 2,160円      | 3,240円      | 7,020円      |
| 視<br>聴<br>覚<br>室 | 営利を目的とし<br>ないとき   | 入場料を徴収<br>しない場合  | 1,290円      | 1,720円      | 2,590円      | 5,610円      |
|                  |   | 入場料を徴収<br>する場合   | 3,880円      | 5,180円      | 7,770円      | 16,840<br>円 |
|                  | 営利を目的とす<br>るとき  | 入場料を徴収<br>しない場合  | 5,830円      | 7,770円      | 11,660<br>円 | 25,270<br>円 |
|                  |   | 入場料を徴収<br>する場合   | 19,440<br>円 | 25,920<br>円 | 38,880<br>円 | 84,240<br>円 |
| 会<br>議<br>室      | 営利を目的としないとき   |                  | 320円        | 430円        | 640円        | 1,400円      |
|                  | 営利を目的とするとき  |                  | 1,620円      | 2,160円      | 3,240円      | 7,020円      |
| 個<br>人<br>使<br>用 | 営利を目的としな<br>いときに主体育<br>室、小体育室又は<br>弓道場の一部を個<br>人が使用する場合 | 小中学生1人<br>1時間につき | 50円         | 50円         | 50円         | 100円        |
|                  |   | 高校生1人1<br>時間につき  | 70円         | 70円         | 70円         | 150円        |
|                  |   | 一般1人1時<br>間につき   | 100円        | 100円        | 100円        | 210円        |
| 附<br>属<br>設<br>備 | 移動ステージ  |                  | 1回につき       | 2,160円      |             |             |
|                  | ピアノ   |                  | 1台につき       | 3,240円      |             |             |
|                  | 16ミリ映写機   |                  | 1式につき       | 2,160円      |             |             |
|                  | 椅子  |                  | 1脚につき       | 10円         |             |             |

|              |   |
|--------------|---|
| 使用機          | 1脚につき 30円   |
| 放送設備         | 1式につき 1,080円  |
| 更衣ロッカー       | 1回につき 50円   |
| 持込み器具による電源使用 | 1台につき1回、出力1キロワットまでは150円。<br>1キロワットを超えるものは、1キロワットを超えるごとに150円増しとする。 |

備考

- 1 更衣ロッカー使用料を除き、市外居住者の使用料は、当該区分の額の5割増しの額とする。
- 2 主体育室の半面以下を営利を目的としないで、かつ、入場料を徴収しない場合に使用するとき（個人が使用する場合を除く。）の主体育室の使用料は、当該使用料の2分の1の額とする。
- 3 主体育室を小・中学生が入場料を徴収しないで専用使用する場合の使用料は、当該区分の額の2分の1の額とする。
- 4 冷房装置及び暖房装置を使用する場合の使用料は、当該区分の額の2割増しとする。
- 5 使用時間については、準備及び後片付けの時間を含むものとする。
- 6 使用時間を越えた場合の使用料は、1時間（1時間未満のときは、1時間とする。）につき当該区分の額の1時間相当額とする。
- 7 使用料の計算において、10円未満の端数が生じた場合はこれを切り上げる。

2 水泳場・卓球場使用料

| 使用区分 |           | 使用料           |
|------|-----------|---------------|
| 水泳場  | 大人（高校生以上） | 430円          |
|      | 小人（小・中学生） | 210円          |
|      | 義務教育就学前の者 | 無料            |
|      | 更衣ロッカー    | 1回につき 50円     |
| 卓球場  | 勤労青少年     | 1卓につき1時間 100円 |
|      | 上記以外の者    | 1卓につき1時間 100円 |

備考

- 1 義務教育就学前の者の水泳場使用料、勤労青少年の卓球場使用料及び更衣ロッカ

一 使用料を除き、市外居住者の使用料は、当該区分の額の倍額とする。

2 使用時間については、準備及び後片付けの時間を含むものとする。

3 野球場・庭球場・陸上競技場使用料

| 使用区分          |          | 時間等区分        |        | 2時間以   | 午前9時   | 午後1時    | 午前9時   | 半日 | 午後6    |
|---------------|----------|--------------|--------|--------|--------|---------|--------|----|--------|
|               |          | 内            | から正午   | から午後   | から午後   | 時から     |        |    |        |
|               |          |              | まで     | まで     | 5時まで   | 5時まで    |        |    | 午後9    |
|               |          |              |        |        |        |         |        |    | 時まで    |
| 野球場           | 一般チーム    |              | 540円   | 1,080円 | 1,620円 | 2,700円  |        |    |        |
|               | 学生チーム    |              | 320円   | 640円   | 1,080円 | 1,720円  |        |    |        |
|               | 小・中学生チーム |              | 210円   | 430円   | 640円   | 1,080円  |        |    |        |
| 庭球場（内みのお運動公園） | 1コートにつき  | 一般           | 430円   | 640円   | 860円   | 1,510円  |        |    | 1,620円 |
|               |          | 学生           | 320円   | 480円   | 640円   | 1,130円  |        |    | 1,240円 |
|               |          | 小・中学生        | 210円   | 320円   | 430円   | 750円    |        |    | 810円   |
| 庭球場（君津緩衝緑地）   | 1コートにつき  | 一般           | 640円   | 970円   | 1,290円 | 2,260円  |        |    | 2,430円 |
|               |          | 学生           | 480円   | 720円   | 970円   | 1,700円  |        |    | 1,850円 |
|               |          | 小・中学生        | 320円   | 480円   | 640円   | 1,130円  |        |    | 1,240円 |
| 陸上競技場         | 練習以外の使用  | 2時間以内        | 2,700円 |        |        | 10,800円 | 5,400円 |    |        |
|               | 練習使用     | 1人1日につき 100円 |        |        |        |         |        |    |        |

備考

- 1 市外居住者の使用料は、当該区分の額の倍額とする。
- 2 使用時間については、準備及び後片付けの時間を含むものとする。
- 3 午後6時以降に庭球場を使用する場合は、2時間以内の使用料は適用しない。

4 スポーツ広場・野外ステージ使用料

| 使用区分     |         | 時間等区分  | 2時間以内        | 午前9時から正午まで | 午後1時から午後5時まで | 午前9時から午後5時まで | 半日     |
|----------|---------|--------|--------------|------------|--------------|--------------|--------|
|          |         | スポーツ広場 | 野球使用         | 一般チーム      | 540円         | 1,080円       | 1,620円 |
| 学生チーム    | 320円    |        |              | 640円       | 1,080円       | 1,620円       |        |
| 小・中学生チーム | 210円    |        |              | 430円       | 640円         | 860円         |        |
| その他の使用   | 練習以外の使用 |        | 2時間以内        | 2,700円     |              | 10,800円      | 5,400円 |
|          | 練習使用    |        | 1人1日につき 100円 |            |              |              |        |
| 野外ステージ   |         | 1時間    | 320円         |            |              |              |        |

備考

- 1 市外居住者の使用料は、当該区分の額の倍額とする。
- 2 使用時間については、準備及び後片付けの時間を含むものとする。